

『平成31年度「茨工生活のしおり」の生活指導の詳細について』
(合格者説明会時配布資料)の改定について

早春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。さて、標記について、下記のように、改定いたしました。ご確認ください。本校では、社会に出て困ることのないよう、高校時代にしっかりとした規範意識を身に付けてもらいたいと考えています。指導の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1 「服装着用規定」の「指導」【茨工生活のしおり P9(1)】の詳細 【ゴシック体が改定箇所】

規 定	指 導
<p>(1) 服装着用規定</p> <p>① 学校生活での服装(以下、制服)は、以下に定める。</p> <p>イ) 上半身・・・校章入りカッターシャツ(女子はまたはブラウス) 下半身・・・学校指定のスラックス・またはスカート を必ず、着用しなければならない。</p> <p>ロ) イ)の上から、学校指定のブレザー・カーディガン・ネクタイ・リボンのみ着用できる。</p> <p>② 制服の正しい着用について</p> <p>イ) 制服のスカート丈は、膝の真ん中より短くない。</p> <p>ロ) 制服のスラックスやスカートの裾はロールアップしないこと。</p> <p>ハ) 制服のカッターシャツやブラウスは、裾をズボンまたはスカートの中に入れ、ボタンは一番上以外を閉めること。</p> <p>ニ) 冬服時期の式典は、ネクタイまたはリボンを着用すること。</p> <p>③ 制服以外の「実習や体操の服装」「防寒着・防寒具・帽子」の着用について</p> <p>イ) 学校指定の「実習や体育の服装」は、それぞれの授業時にのみ着用できる。</p> <p>ロ) 「上肌着」は、カッターシャツ又はブラウスに、ほぼ隠れる大きさの、白色無地のシャツ(ワンポイント・半袖体操服可)。 ※ワンポイントとは、直接見えない場所に、にぎりこぶし以下の大きさで1か所だけあるものをいう。</p> <p>ハ) 「防寒着・防寒具・帽子」について</p> <p>a) 教員が許可した場合を除き、始業時から終業時まで、校内で「防寒着・防寒具・帽子」は着用禁止。</p> <p>b) 始業前・終業後でも、職員室入室時や、校内で教員に指導を受ける場合は、「防寒着・防寒具・帽子」は着用禁止。</p> <p>c) 「防寒着」は、制服のブレザーの上からのみ、着用できる。</p> <p>④ 装飾品・履物について</p> <p>イ) ピアス・ネックレスの禁止。</p> <p>ロ) 校内の土足禁止区域では、学校指定のスリッパのみ着用可。</p> <p>ハ) 登下校時の履物として、サンダルやクロックスは禁止する。</p>	<p align="center">社会で信頼される 「身だしなみが正しい」人になる為</p> <p align="center">校内で『服装着用規定』違反 ↓</p> <p>(1)違反を正すように口頭指導を行う。</p> <p>(2)②制服の正しい着用についての(ニ)以外の①～④の違反については、「身だしなみ違反カード」の発行指導を行う。 但し、②(ロ)ハ)や、③(ハ) b) c)、及び④(ロ)については、その場で直さなかったり、一度指導された違反を繰り返した場合にのみ、「身だしなみ違反カード」の発行指導を行う。</p> <p>(3) 違反カードが発行時に、違反を正す為に、以下のような指導を行う。</p> <p>① 違反の服装等は、発見教員が、その場、又は生活指導部で預かる→その放課後に、生徒が生活指導部に行き、指導を受けた後に、返却するという指導を行う。</p> <p>② 違反を正す為に必要な制服は、発見教員が、生活指導部に連れて行き、貸し出す→借りた制服は、後日洗濯等をして返却するように指導を行う。</p> <p>(4) 「身だしなみ違反カード」の累積枚数に応じて段階的に指導を繰り返し、一定数を超える場合は、出席停止を含む指導を行う。【詳細は裏面2】</p> <p>※部活動の時間は、クラブ顧問が許可した服装ならば、違反カード発行の対象にはなりません。ただし、登下校時は部活動の時間としては認めない。</p>

2 「違反カード」の枚数による指導【茨工生活のしおり P9(1)P10(4)】の詳細【改定なし】

「身だしなみ違反カード」「授業規律違反カード」の2種類の違反カードは、別々でカウントし、以下のような指導を行う。

- 3枚→学年主任説諭
- 5枚→生活指導部長説諭
- 7枚→校長訓告
- 9枚→停学1日

※9枚を超える場合は、2枚につき1日ずつ増えた停学の指導を行う。
※学年末でリセットする。(リセット時に残っている指導は必ず行う。)

3 登下校規律の累積違反回数に応じた指導【茨工生活のしおり P10(5)】の詳細【改定なし】

登下校規律のうち、以下について、違反をする生徒に対しては、回数に応じた特別指導をします。

- (1) 無断早退・無断外出の禁止。
- (2) 遅刻者は、「入室許可証」の発行の指導を受けなければならない。
- (3) 下足室において、私物を置かないこと。
- (4) 登下校は、「たむろ」等や、自転車の交通マナーのうち、
随時行う「登下校指導」中に、信号無視・自転車の二人乗りをしない。

※累積した違反回数は、学年末でリセットする。

4 生活指導の「遅刻カウント」に応じた指導【茨工生活のしおり P10(6)】の詳細【改定なし】

生活指導の「遅刻カウント」が

- 5回→保護者連絡
(5回を越えると、毎回、放課後に特別指導)
- 10回→保護者連絡+学年主任説諭
- 15回→保護者連絡+生活指導部長説諭
- 20回→四者面談
- 25回→四者面談
- 30回→校長訓告
- 35回→停学1日

※35回を超える場合は、5回につき停学1日の指導を行う。
※電車等の延着、及び通院等による遅刻については、証明できるもの
(延着証明・領収書等)がある場合はカウントしない。また、その他、
学校として認められる理由がある場合もカウントしない。
※「遅刻カウント」は、学年末にリセットする。
(リセット時に残っている指導は必ず行う。)

【問い合わせ先】
生活指導部長 井上 直人
TEL (072)623-1331